

狛江市地域自立支援協議会について—(案)—

〔狛江市地域自立支援協議会運営マニュアル〕

作成：2011（平成 23）年 3 月 28 日

改訂：2012（平成 24）年 6 月 14 日

【役 割】

狛江市地域自立支援協議会では、障がい者が狛江でいきいきと安心・安全に生活できるよう、必要な情報の提供や交換を行ないます。主に、相談支援事業や、地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議、障がい者等に関する施策の推進等について話し合いを行います。

特に、狛江市地域自立支援協議会は相談支援体制の中核として重要な役割を果たすことが期待されています。狛江市地域自立支援協議会を中心として、ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援、権利擁護のために必要な援助等を提供する体制の充実のために、障がい者の地域生活を支えるネットワークを構築できるよう活動して行きます。

このような事業を推進するため、市内の障がい者、障がい者団体、関係者、事業者、保健・医療関係者、雇用関係機関、学識経験者等からなる「狛江市地域自立支援協議会」を設置します。

【運営の視点】

1 共通の目的を持つ

障害者自立支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」について、全員が大きな共通認識を常に持ちながら進めていきます。

2 情報の共有

地域の実態や課題等の情報を集約し、全員が共有します。地域の実態や課題等を把握するためにも、「個別ケア会議」を地域自立支援協議会の原点として位置づけます。

3 具体的に協働する

地域で実際に起こっている地域の課題を持ち寄り、全員が自らの課題として受け止め、共に解決しよう、自分は何ができるのか、現在より一歩でも前進しようというスタンスで協働していきます。共通の目的に向け具体的に協働していきます。

4 本人を中心とした支援のネットワークを構築する

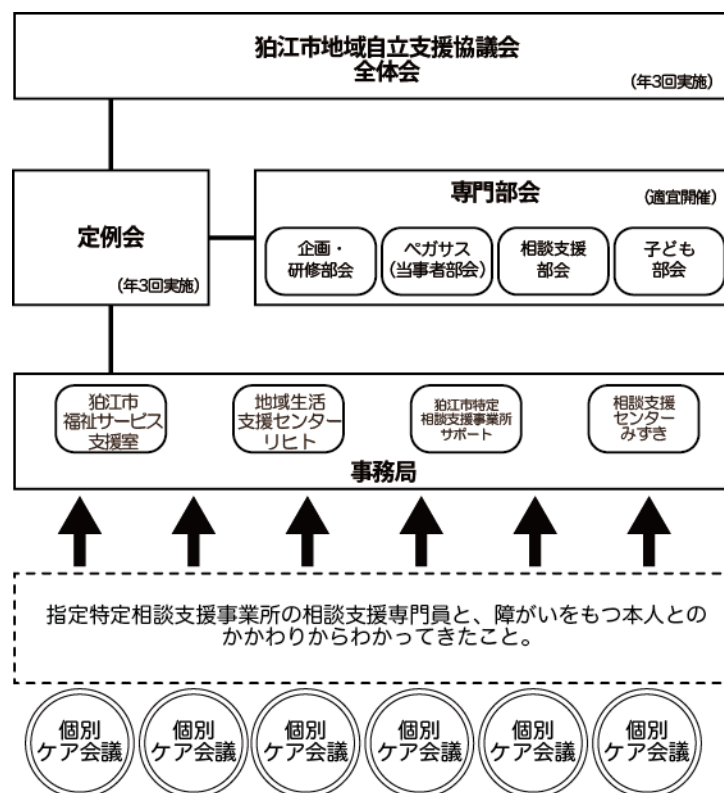
障がい当事者が抱える様々なニーズに対応していくため、保健、医療、福祉、教育、就労等の多角的な視点による多様な支援を一体的かつ継続的に行います。

【機 能】

（自立支援協議会の運営マニュアルの作成・普及事業企画編集委員会編・著「自立支援協議会の運営マニュアル」 2008年3月10日より）

情報機能	困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク構築 困難事例への対応のあり方に対する協働、調整
開発機能	地域の社会資源の開発、改善
教育機能	構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みの展開
評価機能	相談支援事業者の運営評価 サービス利用計画作成費対象者等の評価 相談支援機能強化事業及び都相談支援体制整備事業の活用

【狛江市地域自立支援協議会の構成】



狛江市地域自立支援協議会 組織図(平成24年4月現在)

【狛江市地域自立支援協議会の「事務局」の役割】

狛江市地域自立支援協議会の事務局は、相談支援を主たる事業としている事業所及び福祉サービス支援室です。狛江市内の障がい者の相談に関してまず最初にコンタクトを取りうる立場であり、狛江市内の実情を現実に応じた形で課題化していきます。事務局が中心となって市内の関係機関等が綿密に連携し、狛江という地域のニーズや課題を明確にしながら解決に向けて取り組んでいきます。

＜事務局の構成員＞

- 1) 狛江市福祉サービス支援室
- 2) 狛江市特定相談支援事業所サポート
- 3) 地域生活支援センターリヒト
- 4) 相談支援センターみずき

【各会議について】

■ 1 個別ケア会議 ⇒ 個別ケア会議は協議会の命綱

(1) 個別ケア会議とは

- ① 狛江市内にお住まいのAさんの支援について協議する場です。
- ② 市内の相談支援事業所の相談支援専門員が会議を招集します。
- ③ その時点におけるAさんのニーズに対応した関係者が参集することになります。
- ④ 本人が必ず参加して、家族や関係者と一緒に、Aさんのニーズを満たすための話し合いをします。

(2) 構成員

Aさんのニーズに対応した関係者から構成

Aさん

関係者・・・・・・・・・・・・・・ Aさんの家族、Aさんの通所先の職員など

相談支援事業者（相談支援専門員） 地域生活支援センターリヒトなど

行政・・・・・・・・・・・・・・ 福祉サービス支援室など

その他・・・・・・・・・・・・・・ 居宅介護事業所などの支援機関など

(3) 個別ケア会議のポイント

- ① Aさんの相談に必要な関係者が参加していますか
→ 開始から終了まで相談支援専門員が責任を持ちます
- ② 本人のニーズに添った支援になっていますか
- ③ 短期目標と中長期目標を整理していますか
→ すぐにできる支援と時間を要する支援を分けて議論します
- ④ すぐにできる支援について、具体的な役割分担はできていますか
- ⑤ 現状ではできないことを地域の課題とすることを確認・共有できていますか

(4) 相談支援専門員の役割

- ・ 本人の相談内容をしっかりと受けとめます
- ・ 関係者や関係機関との連絡調整を行い、会議を開催します
- ・ 司会進行及び取りまとめを行います
- ・ 地域における個別ケア会議の課題を集約します
- ・ 定例会へつなげるために報告書などを作成します

■ 2 事務局会議 ⇒

地域のニーズや課題などの集約 ・ 事務局は協議会のエンジン

(1) 事務局会議とは

粕江市地域自立支援協議会の運営に関して協議する場として、全体会の協議事項や会議資料等の調整をするとともに、全体会の運営の方向性や地域づくりにかかわる解決策を協議する場でもあります。

粕江市内で開催されている個別ケア会議を通じて、個別のニーズや課題等の集約を行い、定例会へつなげます。また、課題を解決する方策を検討し提案します。

(2) 事務局会議のポイント

【全体会、定例会を開催するにあたって】（福祉サービス支援室が主体）

- ①全体会・定例会の運営スケジュール等の作成・管理
- ②全体会・定例会の協議事項の調整や会議資料等の作成
- ③原則として月 1 回開催

(3) 構成員

- ・ 粕江市福祉サービス支援室
- ・ 粕江市特定相談支援事業所サポート
- ・ 地域生活支援センターリヒト
- ・ 相談支援センターみずき
- ・ 必要に応じて協議会委員の参加を求める

(4) 役割

【全体会・定例会を開催するにあたって】

- ・ 協議事項の調整や会議資料等の作成を行います
- ・ 全体会・定例会の開催日程や構成員の調整を行います
- ・ 地域自立支援協議会が発展していくための、具体的なアイデアを提案し、検討します

■ 3 定例会 ⇒ 地域のニーズや課題などの抽出・具体的に協議

(1) 定例会とは

事務局が運営した個別ケア会議を通じて把握できた地域の「情報」や「課題」を改めて集約し、整理・分析のうえ議論を深めます。協議事項や会議資料等の作成を分担する場であり、協議会（全体会）への議題となるような整理をします。

(2) 定例会のポイント

【定例会を開催するにあたって】

- ①定期的に開催するとともに必要に応じて臨時開催
- ②地域の情報や課題を集約し、整理・分析
 - 個別ケア会議や相談支援事業者の活動を通じて把握した、地域からの情報や課題、行政からの情報を扱う

（３）構成員

狛江市地域自立支援協議会設置要綱第 6 条第 2 項に掲げる者

（定例会は、協議会の委員のうち、会長が指名する委員をもって構成し、幹事長、副幹事長を置き、会長がこれを指名する。）

（４）事務局の役割

【定例会を開催するにあたって】

- ・ 定例会の開催日程の調整を行います
- ・ 協議事項の調整や会議資料等の作成及び資料等の送付を行います

■ 4 専門部会 ⇒ 地域の具体的な課題について議論を深め、解決策等を見出す

（１）専門部会とは

課題別の専門部会を地域の実情や緊急性に応じて設置します。必要に応じて、専門部会の追加や統廃合、構成員の入れ替えも可能とします。

課題に応じて、定期的、あるいは集中的に開催します。

平成 24 年度、狛江市地域自立支援協議会専門部会には、企画・研修部会、ペガサス（当事者部会）・相談支援部会・子ども部会の 4 つの部会があります

（２）専門部会のポイント

① 狛江市の実情に応じて課題別に構成します

→ 最初から形にこだわるのではなく、必要に応じて専門部会を追加、分化、統合していきます

② 狛江市に住む当事者や狛江市の障害福祉の実情を良く知る人等、適切なメンバーの参加を求めています

→ 必要に応じてメンバー追加や入れ替えも随時行います

③ 社会資源の改善・開発に取り組みます

→ 個別ケア会議からの検討課題について、課題解決に向けた調査やプロジェクトを組んで社会資源の改善・開発といった解決策等を見出します

④ 専門部会の進捗状況は、定例会ならびに全体会にて報告します

→ 定期的に活動を報告し、定例会・全体会参加者からの意見を活動の参考として取り入れます

（３）構成員

課題ごとに適切なメンバーで構成します

メンバーは 10 名程度を限度とします

専門部会のメンバーの互選により部会長・副部会長を各 1 名選任します

ただしペガサス（当事者部会）はその限りではありません

（４）部会長・副部会長の役割

- ・部会長は専門部会の代表として、会の進行及び取りまとめを行います
- ・部会長は専門部会の活動を定例会・全体会で報告します
- ・副部会長は部会長を補佐し、部会長が不在の際はその役割を代行します
- ・部会長は専門部会の代表として、定例会ならびに全体会に参加し、会の進捗状況を報告します

■ 5 自立支援協議会（全体会） ⇒ 地域の情報を共有し、具体的に議論

（１）全体会とは

全体会は、狛江市の課題について、狛江市の関係者が定期的に集まって情報共有・協議する場です。

（２）全体会のポイント

地域の情報共有が最大の目的であり、内容は相談支援事業者等の定例会参加者からの活動報告が主になります。

活動報告の中には、サービス事業者等の工夫等についても報告され、そうした工夫やアイデアを参加者全員で知ること、職人芸的に行われてきた個々の工夫も共有できます。

また、行政や参加者からの情報提供や専門部会で全体に諮ることが必要と判断した事項について協議します。

複層的な課題がある場合などは、全体会・定例会において協議することも想定されますが、様々な関係者が参加する場であるため、責任ある協議の場となり得るのか、個人情報の管理の面からも注意する必要があります。

（３）構成員

狛江市地域自立支援協議会設置要綱第 3 条

（第 3 条 協議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命した者（以下「委員」という。）をもって組織し、委員は 20 名以内とする。（１） 法第 29 条第 1 項に定める障害福祉サービス事業者（２） 法第 32 条第 1 項に定める相談支援事業者（３） 保健・医療関係者（４） 教育・療育関係者（５） 学識経験者（６） 障がい者・障がい者団体関係者（７） 就労支援関係者（８） 公共的な団体の関係者（９） 狛江市福祉基本条例（平成 6 年条例第 13 号）第 15 条に定める市民福祉推進委員会の委員（10） 市職員（11） その他市長が必要と認める者）

（４）事務局の役割

- ・主体となり運営します
- ・司会進行及び取りまとめ（議事録の作成など）を行います。

■ 6 関係例規等

(1) 狛江市地域自立支援協議会設置要綱

○狛江市地域自立支援協議会設置要綱 平成 22 年 3 月 31 日要綱第 19 号

(目的)

第 1 条 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 1 号に掲げる事業（以下「相談支援事業」という。）を適切に実施し、障がい者及び障がい児の地域における自立した生活を支援することを目的とし、地域の関係機関のネットワークの構築を図るとともに、地域の課題を整理し、解決に向け、その方策を協議する場として、狛江市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (2) 地域の社会資源の開発及び活用に関すること。
- (3) 困難事例の支援のあり方に対する協議及び調整に関すること。
- (4) 障がい者、その家族等が地域社会において自立した生活を営むにあたっての課題とその解決策に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(委員)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命した者（以下「委員」という。）をもって組織し、委員は 20 名以内とする。

- (1) 法第 29 条第 1 項に定める障害福祉サービス事業者
- (2) 法第 32 条第 1 項に定める相談支援事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・療育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 障がい者・障がい者団体関係者
- (7) 就労支援関係者
- (8) 公共的な団体の関係者
- (9) 狛江市福祉基本条例（平成 6 年条例第 13 号）第 15 条に定める市民福祉推進委員会の委員
- (10) 市職員
- (11) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（全体会）

第 5 条 会長は全委員の情報の共有化を図るとともに、第 2 条に規定する所掌事項について審議及び報告を行うため、必要に応じて全体会を開催することができる。

2 全体会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決については出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（定例会）

第 6 条 第 2 条に規定する所掌事項について協議するため、会長は定例的に定例会を開催することができる。

2 定例会は、協議会の委員のうち、会長が指名する委員をもって構成し、幹事長、副幹事長を置き、会長がこれを指名する。

（専門部会）

第 7 条 会長は、第 2 条に規定する所掌事項について必要な資料の収集、調査及び検討を行うため、必要に応じて協議会に専門部会を設けることができる。

2 専門部会の構成及び運営に関し、必要な事項は、協議会の協議により別に定める。

（意見の聴取）

第 8 条 全体会、定例会及び専門部会は、必要に応じて協議会委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

（会議の公開）

第 9 条 協議会の会議は原則公開とする。ただし、個人情報等に関する事項を審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（個人情報の保護）

第 10 条 協議会の委員及び協議会への出席者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 57 号）及び狛江市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 1 号）の各規定を厳守するほか、協議会で取り扱った個人情報等秘密を漏らしてはならない。この場合において、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 11 条 協議会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の協議により別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（２）専門部会内規

○地域自立支援協議会専門部会内規 平成 23 年 10 月 19 日 自立支援協議会決定

（目的）

第 1 条 この内規は、狛江市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の下に設置する専門部会（以下「部会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 部会は、障がい者（児）の生活に関わる各分野において地域で抱える事項について課題を整理し、協議会に報告する。

（組織）

第 3 条 部会のメンバーは、協議会委員及び協議会が必要と認める関係者及び一般公募者で構成する。

2 メンバーは協議会会長が任命するものとする。

3 協議会会長は、各部会に所属するものとし、適宜参加するものとする。

4 メンバーの任期は、原則として 3 年以内とし、再任を妨げない。ただし、期間を定めて設置される部会メンバーについては、その部会の期間内とする。

5 各部会において定数は 10 名程度とする。

6 部会に部会長 1 名、副部会長 1 名以上を置くものとし、部会長、副部会長はメンバーの互選によるものとする。

7 メンバーは、推薦又は公募によるものとし、1 人 1 部会とする。また、原則として 1 団体からは 1 名の選出とする。ただし、協議会委員についてはこの限りではない。

8 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

9 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は、部会長が欠けたときには、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、メンバーの過半数の出席により、開催することができる。

3 部会は、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 会議は原則公開とするが、個人情報等に関する事項を審議する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

（組織と会議についての適用除外）

第 5 条 当事者を中心として構成される部会においては、第 3 条第 5 項及び 6 項、第 4 条第 4 項の規定については、この限りではない。

（庶務）

第 6 条 部会の庶務は、福祉保健部福祉サービス支援室において処理する。

（委任）

第 7 条 この内規に定めるもののほか、部会の運営にあたり必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この内規は、協議会決定の日から施行し、平成 23 年 7 月 21 日から適用するものとする。